

主 文

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中 70 日を本刑に算入する。

理 由

弁護人関口裕子の上告趣意は、単なる法令違反、量刑不当の主張であって、刑訴法 405 条の上告理由に当たらない。

なお、被告人が、町役場係員に対し、虚偽の生年月日を記入した自己名義の住民異動届に国民健康保険の被保険者の資格を転入により取得した旨を付記して提出するなどして、係員を欺いて国民健康保険被保険者証の交付を受けた行為について、刑法 246 条 1 項の詐欺罪の成立を認めた原判断は、正当である。

よって、刑訴法 414 条、386 条 1 項 3 号、181 条 1 項ただし書、刑法 21 条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 横尾和子 裁判官 甲斐中辰夫 裁判官 泉 徳治 裁判官 島田仁郎 裁判官 才口千晴)